

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A大学に雇用され、B所在の同大学C学部において教授として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自家用車にて出勤する途中、踏切前で停車していたところを後続車に追突され負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。

請求人は、同月〇日、Dクリニック及びE整形外科に受診し、それぞれ「右感音難聴、むちうち損傷」、「頸椎捻挫」と診断された。その後、複数の医療機関に受診し、F病院では「外傷性頸部症候群、尿失禁、眩暈症、感音難聴、脳脊髄液減少症」と診断され、療養を継続し、平成〇年〇月〇日までの治療費については、本件通勤災害の相手方が加入する自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）及び任意保険から支払いを受けた。

請求人は、監督署長に対し同年〇月〇日から同月〇日までの療養給付の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、監督署長は、本件請求に係る傷病は通勤上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に認められる疾病は、請求人が受診した医療機関における担当医の診断書、意見書等によると、「頰椎捻挫、外傷性頰部症候群、右感音性難聴・耳鳴り、眩暈、脳脊髄液減少症、尿失禁等」であり、請求人は、これら傷病の発症は、通勤上の事由によるものであると主張している。

(2) 頰椎捻挫及び外傷性頰部症候群について

G医師は、平成〇年〇月〇日付け回答書において、請求人の傷病名は頰椎捻挫であると所見しており、H医師は、平成〇年〇月〇日に労働基準監督署が受け付けた意見書において、請求人の傷病名を外傷性頰部症候群と、請求人の主訴を耳鳴り、頭痛、記銘力低下と所見しているが、その主な原因はうつ病によるものと述べている。

I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、請求人の症状のうち、本件通勤災害と相当因果関係が認められるのは、頰部痛のみであると述べており、当審査会としても、本件に係る各医師の意見等を総合的に判断すると、I医師の意見は妥当であると思料する。

次に、請求人の外傷性頰部症候群の症状固定時期についてみると、H医師は、就労の可能性について受傷後1年程度と述べており、I医師は、請求人の症状の経過及びJ医師による治療内容が対症療法にとどまり、長期間、その内容に

変化がみられないこと等から、少なくとも平成〇年〇月には症状固定している旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過、治療内容等に鑑みると、I 医師の意見は妥当であり、決定書理由に説示のとおり、請求人に発症した外傷性頸部症候群は、本件請求に係る期間においては既に治ゆの状態であったものと判断する。したがって、当審査会としても、請求人の外傷性頸部症候群に係る請求は、労災保険における療養の範囲とは認められない。

(3) 感音性難聴、耳鳴りについて

請求人は、K 医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書において、「ご本人の症状から交通事故後からの右難聴、耳鳴りが出現しているため事故との因果関係が否定できないものと考え(ら)れる。」と述べていること等を根拠に、請求人の耳鳴りが本件通勤災害に起因すると主張している。

しかしながら、請求人の健康成績表によれば、本件通勤災害以前の平成〇年〇月〇日時点で右耳高音域難聴を指摘されており、本件通勤災害から約4か月後の平成〇年〇月〇日時点でも、難聴の程度に変化がないことが認められており、上記主張は認められない。

(4) その他の傷病について

請求人に認められる、眩暈、脳脊髄液減少症、尿失禁等の傷病については、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件通勤災害との相当因果関係を認めることはできない。

(5) なお、請求人は、自賠責保険に係る平成〇年〇月〇日付け「後遺障害事前認定結果のご案内」を提出するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、当該結果により同判断が左右されるものではない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。